

6平農振第556号  
令和7年1月15日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

平戸市長 黒田 成彦

市町村名 (市町村コード)	平戸市 (42207)
地域名 (地域内農業集落名)	田平④ (小手田・坊田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月13日(第1回) 令和6年10月15日(第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

本地域は、中山間地と基盤整備予定地での耕作に取り組んでいるが、イノシシによる農作物への被害があり対策に苦慮している。また、米の価格不安定や資材高騰などの影響により農業所得が低く、耕作意欲低下の一因となっている。現時点では、坊田地区の中山間地域等直接支払交付金事業の取り組み組織と釜田川農地中間管理事業推進協議会の取り組みにより耕作者を確保できているが、担い手不足や農業者の高齢化が進んでおり、将来における耕作者の確保が厳しい状況にある。このため、中山間・多面的機能活動組織や基盤整備地での組織が耕作を維持し、農業者や農業者以外の地域住民で農地保全を取り組み地域農業を維持しているが、将来において農地の集約化を検討する必要がある。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

坊田地区は中山間地域等直接支払交付金制度を活用し水稻を主として耕作を継続し、小手田地区においては水稻と畜産農家を中心とした飼料作物の栽培により、地域内の農業経営の効率・安定及び所得向上を図っていく。また、入り作を希望する認定農業者や新規就農者を受け入れ、担い手の確保と農地の保全を図っていく。併せて、地域と中山間地域等直接支払交付金事業の取り組み組織及び多面的機能活動組織が一体となって農地を利用していく体制を構築していく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	50.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	23.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。  
保全・管理等が行われる区域については、具体的な取り組みが計画された場合に設定していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、集落内の担い手のほか入り作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進し、集積・集約を進める。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

小手田(釜田川)地区においては、機構関連整備事業を活用し、基盤整備予定地区の全農地約19haを機構に貸付けていく。今後は中山間地域等直接支払交付金事業の取り組み組織を中心に、農地中間管理機構を活用した農地利用を推進し、農業者の経営状況に応じて段階的に集積・集約を進める。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

小手田(釜田川)地区は、既に基盤整備事業に取り組んでいるため、多面的機能支払交付金事業を活用し、農道や水路等の維持管理及び長寿命化に取り組む。

中山間地においては、工事完了後の耕作者や担い手の確保、費用面での負担が大きいため、新規での事業取り組みは難しい。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から多様な経営体の受け入れを促進する。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

農作業の委託について、現在は各個人にてドローン等による農薬・除草剤散布などを利用しておらず、今後増加していくものと思われるため、地域での活用方針について検討する必要がある。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	その他

#### 【選択した上記の取組方針】

①イノシシなどによる有害鳥獣被害が拡大しないよう、防護柵の設置・維持管理を行う。

③ドローン等を活用した農薬・除草剤散布などを行い、農作業の省力化を行う。

⑩地域内の農業を担う者等変更が生じた場合、該当地域の農業委員、農地利用最適化推進委員、地域の代表者などで確認、協議を行い変更する。